

## InfoPrint機械のご購入条件

表記の機械のご購入条件は以下のとおりです。

### 第1条 機械の据付および引渡し

1. 機械は、お客様が据付けてください。機構または型式変更の据付において、据付けられる機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は事前にこの据付について機械の所有者の承諾を得てください。
2. 機械の出荷日の翌日から10日間を検取期間とし、お客様は、この検取期間中に機械の据付と検取を行うものとします。機械の引渡日は、検取期間の終了日となります。

### 第2条 支払条件

お客様は、機械の売買代金(これには諸費用が含まれます。以下同じ。)を請求書の日付から30日以内にお支払いください。

### 第3条 危険負担および所有権

InfoPrintはお客様に各機械の納入まで機械の滅失破損を負担いたします。また、各機械の所有権は、売買代金および諸費用が完済された時に、お客様に移転します。

### 第4条 保証

1. 保証期間は、表記または別紙のとおりとし、引渡日から開始します。
2. InfoPrintは、機械が保証期間中、InfoPrint所定の仕様どおり良好に稼動することを保証します。保証期間中に良好な稼動状態でなくなった場合には、InfoPrintは機械ごとに指定した保証サービスの種類に基づいて修理または交換サービスを無償で提供します。
3. 誤用(InfoPrintが文書にて認めた容量および能力を超えた使用を含む)、事故、災害、改造付加、InfoPrint所定の設備条件および稼動環境に合致しない環境での使用、InfoPrint以外の者によってなされた不適切な保守または変更、もしくはInfoPrint以外の責に帰すべき事由により生じた損壊は保証の対象外となります。機械またはパーツのIDラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無効となります。
4. InfoPrintは、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることは保証しません。
5. 本条は、機械についての保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。
6. InfoPrintは保証が適用されないInfoPrintの機械を特定します。
7. InfoPrintが他社製品を提供する場合、別段の指定のない限り、他社製品を現存するまま提供し、法律上の瑕疵担保責任を含めいかなる保証もいたしません。ただし、他社製品の製造者もしくは供給者が独自に保証を提供する場合があります。

### 第5条 保証サービス

1. InfoPrintは、機械が保証期間中、InfoPrint所定の仕様どおり良好に稼動することを保証するために数種類の保証サービスを提供します。機械ごとに提供される保証サービスの種類は別紙に記載されます。機械が、保証期間中に良好な稼動状態でなくなった場合には、InfoPrintは、その判断により機械を修理または他の機械と交換します。保証サービスはお客様の設置場所もしくはInfoPrintサービス・センターにて提供されます。
2. 保証サービスの種類によってはお客様が故障した機械をInfoPrint指定の場所に送る必要があります。この場合別段の指定のない限り、費用はお客様の負担となります。InfoPrintは修理後の機械または交換機械を別段の指定のない限りInfoPrintの負担でお客様にお届けします。故障機械をInfoPrintが受領してから修理後の機械または交換機械をお客様が受領するまでの滅失破損の損害については別段の指定のない限りInfoPrintが負担します。
3. お客様が保証サービスを要求される場合、次の必要な措置をとっていただきます。
  - 1) InfoPrint所定の問題判別、問題分析およびサービス要求手順書に従うこと。
  - 2) 機械設置場所を変更された場合、それをInfoPrintに通知すること。
4. 保証サービスに機械自体の交換もしくは部品の交換が含まれる場合、その置き換えた新機械、部品はお客様の所有となり、取り外された旧機械、部品はInfoPrintの所有となります。お客様は、取り外された旧機械、部品がInfoPrint純正製品でありかつ変更されていないこと、および交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。旧機械や部品がお客様以外の所有に属する場合、お客様はその所有権と占有権がInfoPrintに移転することについて所有者および

- 担保権者から承諾を得ていただくものとします。置き換えた機械、部品は再製品である場合がありますが良好に稼動するもので、取り外された旧機械、部品のその時点で保証条件を引き継ぎます。機械交換、部品交換の前にお客様はプログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべてのInfoPrintによる保証が適用されない部品、付加物または変更物を機械からお取り外しください。
5. 機械の一部の部品はカスタマー交換可能ユニット(Customer Replaceable Unit: 以下「CRU」といいます。)として指定され、これにはキーボード、メモリー、ハードディスク等が含まれます。InfoPrintはCRUをお客様ご自身で交換していただくために提供します。お客様は交換用のCRUを受領してから30日以内にInfoPrintに対してすべての故障したCRUを返却していただくものとします。
6. お客様はInfoPrintのインターネットWebサイトまたは他の電子メディアから、アップデートされたLCM(機械とともに提供される、マイクロ・コード、基本入出力システム・コード("BIOS"), ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラム等。以下「LCM」といいます。)、ライセンス内部コード(Licensed Internal Code: 以下「LIC」といいます。)をダウンロードし、InfoPrint指定の方法でお客様の責任で機械に導入されるものとします。
7. InfoPrintが提供する追加機構、コンバージョン、アップグレードを取り付けることができる機械は1) 特定の機種については機械番号で指定された機械で、かつ2) 追加機構、コンバージョン、アップグレードに適合できる技術変更レベルにある機械に限定されます。
8. 保証サービスにはアクセサリ、サブライ部品目、フレーム、カバーおよび電池等の特定部品に対するサービスは含まれません。
9. InfoPrintは、InfoPrint製機械に対し適切であると判断した技術変更を適用します。
10. 保証サービスのオプション

InfoPrintは一定の機械に対して標準の保証サービスから上位のサービスへアップグレードできる保証オプションを提供します。この場合、お客様は当該機械についてInfoPrint保守サービス契約を締結するものと、InfoPrintは保証期間中、保証オプションを有償で提供します。お客様が保証オプションを選択された場合には、保証期間中、解約もしくは対象機械の変更はできないものとします。

### 第6条 特許権・著作権侵害に関する損害賠償責任

本条は機械だけでなく、LCMおよびLICにも適用されます。

1. 機械が第三者の日本国特許権(実用新案権および意匠権を含みます。以下同じ。)または日本国著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合、InfoPrintは、お客様が、1) 書面ですみやかに請求の事実および内容をInfoPrintに通知し、2) InfoPrintにその防御および関連する和解交渉権限を与え、かつ協力する場合に限り、InfoPrintの費用でお客様を防御し、かつ裁判で確定した(またはInfoPrintが承認した和解に含まれる)損害賠償額および費用(弁護士費用を含みます。)を負担します。
2. 第三者から請求があった場合またはそのおそれがあるとInfoPrintが判断した場合には、InfoPrintは、1)お客様が機械を継続使用できる権利を取得するか、2)機械を変更する、または3)機能的に同等なものとの交換するか、のいずれかを選択できます。ただし、InfoPrintが、いずれの方法もとれないと判断したときは、InfoPrintの書面による要請に応じ、お客様はInfoPrintに機械を返却し、InfoPrintは機械に関し、InfoPrint所定の減価償却後の金額を返還します。
3. 本条に基づくInfoPrintの責任は、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。
  - 1) お客様が機械に組み込んだものに起因する場合、またはお客様もしくは第三者がお客様に代わって提供した設計、仕様もしくは指示に、InfoPrintが従ったことに起因する場合。
  - 2) お客様が機械を変更した場合。
  - 3) InfoPrintが提供した機械を、InfoPrintがシステムとして提供していない機械またはプログラムと共に結合、操作もしくは使用した場合、または、InfoPrintが提供した機械を、InfoPrint以外の者が提供した製品、データ、機器、もしくはビジネス方法と共に結合、操作、もしくは使用した場合。
  - 4) 他社製品、または他のInfoPrint契約条件(例、InfoPrintプログラムのご使用条件)のもとで使用許諾されるInfoPrintプログラムのみ起因して侵害が生じた場合。
4. 本条は、侵害請求に関するInfoPrintの責任の全てを規定したものです。

## InfoPrint機械のご購入条件

### 第7条 責任の制限

1. InfoPrintが合理的な範囲で繰り返し保証サービスを行ったにもかかわらず機械を良好な稼動状態に回復できなかった場合に、InfoPrintは次項の範囲内でのみ損害賠償の責任を負います。
2. 前項の場合を含めて、お客様がInfoPrintの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、InfoPrintの損害賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。
  - 1) お客様に現実に発生した通常かつ直接的損害に対し、損害発生の原因となった機械の売買価格相当額を限度とする金銭賠償。
  - 2) 機械の欠陥からお客様に生じた生命、身体または有体物の損害に対する賠償責任。
3. InfoPrintは、いかなる場合にも、InfoPrintの責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害、第三者からの損害賠償請求に基づく損害(前条の場合を除きます。) および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

### 第8条 LCMとLIC

1. LCMはLCMとともに提供されるご使用条件のもとで使用許諾されます。LCMはInfoPrint所定の仕様どおりに機械を稼動させるためにのみ使用許諾され、またInfoPrintが文書にて認めた容量および能力でかつInfoPrintに代金が支払われる対象となっている容量および能力の範囲に限り使用許諾されます。
2. LICはInfoPrintが指定する特定の機械(以下、「LIC対象機械」といいます。) に使用されます。InfoPrintはLIC対象機械を別紙に記載します。InfoPrint Solutions Company、その子会社、または第三者はLIC自体、ならびに、LICおよびその複製物(LIC原本、その複製物およびその複製物からの複製物を含みます。) の著作権を所有しています。LICは著作権保護されており、使用許諾されるもので売買されるものではありません。LICはLICとともに提供されるご使用条件のもとで使用許諾されます。LICはInfoPrint所定の仕様どおりに機械を稼動させるために使用許諾され、またInfoPrintが文書にて認めた容量および能力でかつInfoPrintに代金が支払われる対象となっている容量および能力の範囲に限り、かつそれについて代金が支払われる容量および能力において使用許諾されます。

### 第9条 その他

1. 本契約に基づく機械の据付および保証サービスは、日本国内のInfoPrint所定のサービス地域内において提供されます。お客様がサービス地域外での保証サービスを要求される場合には、InfoPrint所定の料金および費用をお支払いいただくものとします。お客様は、InfoPrintが所定のサービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。InfoPrintは、本契約のサービスを、InfoPrintが指定する第三者により提供することがあります。
2. プログラムが機械に初期導入される場合または機械に同梱されている場合、プログラムは売買の対象ではありません。お客様は、プログラムを機械に同梱の所定の「InfoPrintプログラムのご使用条件」またはプログラム提供者の契約条件に従ってご使用ください。ただし、プログラムについて別途使用契約書が締結された場合はそれに従います。InfoPrintは書面で明示する場合を除き、他社製プログラムの内容、品質についていかなる責任も負いません。
3. 他社製機械はお客様に据付けていただきます。
4. 本契約で提供されるInfoPrint機械は、新品目または再製部品を用いて製造されています。また、機械は一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、InfoPrintによる所定の保証条件が同様に適用されます。
5. 機械の選択、使用および使用結果は、お客様の責任です。
6. お客様は、機械について技術変更(安全性を確保するためのものなど)が必要不可欠な場合、これをInfoPrintが行なうことに合意されるものとします。取り外されたすべての部品はInfoPrintの所有となります。機械がお客様以外の所有に属する場合にはInfoPrintに所有権と占有権が移転することを機械の所有者および担保権者から承諾を得てください。
7. 両当事者間で取り交わされる情報は、別途InfoPrint所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。
8. お客様は、InfoPrintおよびInfoPrintの関連会社がおお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、InfoPrintおよびInfoPrintの関連会社が営業を行う地域に保存し使

用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はInfoPrintとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、InfoPrintおよびInfoPrintの関連会社の委託先、InfoPrintビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

9. 本契約の履行に伴い、InfoPrintがお客様から前項に定めるものを除く個人情報の開示または提供を受ける場合は、両当事者間で別途締結するInfoPrint所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
10. 機械を輸出する場合には、日本国政府および米国政府の必要な許認可を得てください。
11. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
12. お客様は、InfoPrintの書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
13. お客様またはInfoPrintは、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
14. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

### 補足説明

- 「保証サービスの種類」欄の表示は、次のサービスを意味します。  
ICS:InfoPrint集配によるサービス・センターでの修理または取替  
IOS:機械設置場所でのInfoPrintによる修理または取替  
(ICS:InfoPrint Courier Service、IOS:InfoPrint On-Site Service)  
サービス提供時間は上記ICSについてはInfoPrintサービス・センター所定の営業時間、IOSについては週7日、1日当り24時間とします。ただし、製品ごとに別段の定めがある場合、あるいは、保証規定で指定する場合には、それらの定める時間となります。修理または取替のいずれかはInfoPrintが選択しサービスを提供します。
- 「注」欄の番号は、それぞれ次のことを意味します。
  - \*1. カスタマー・セットアップが適用される機械
  - \*2. 取り外された部品がInfoPrint所有となる型式変更または機構変更(以下「RPMES」といいます。お客様は、取り外された部品をInfoPrintに返却してください。機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は機械の所有者または担保者等から1)RPMESを据付けること、および、2)取り外される部品の所有権がInfoPrintへ移転し返却すること、についての承諾を得てください。また、お客様は、取り外された部品がInfoPrint純正部品で変更していないこと、かつ、良好に稼動することを保証します。交換で提供される部分は、当初の機械の保証または保守契約がそのまま適用されます(保証・保守期間の開始・終了時期も当初のままとなります)
  - \*3. LIC対象機械 (LIC対象機械の型式変更等の場合、新たな機器の追加取外しに代え、InfoPrintによるLICの変更のみにより対応することがあります。)
  - \*4. アクセサリーまたは装置構成部
  - \*5. 取り外されてInfoPrintの所有となる機構
- 特定の機械にはLCMまたはLICが組み込まれています。お客様のLCMおよびLICの使用は、LCMまたはLICと同時に提供されるご提供条件が適用されます。なお、お客様はこれらのご使用条件を、InfoPrint担当営業員より入手することができます。お客様に対するLCMまたはLICの使用権は、別紙の機械名欄に記載のお客様が購入されたプロセッサ数、スレーッジ数またはその他の数量に限るものとします。